



保存版

京都市立向島秀蓮小中学校

校長 上野 政弘

大雨・洪水に対する非常措置についてのお知らせ

本校におきましては、気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページやP T Aメール配信で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

登校前に避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の校区である向島南・向島二の丸・二の丸北学区のいずれかに避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置（裏面参照）を取ります。

在校中に避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

在校中に避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合は、直ちに臨時休校としたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置きます。その後、安全が確認できた時点で下校とします。不測の事態においては、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

【参考】 避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※ 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・ 高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況 災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により人的被害が発生する可能性が高まり避難行動を開始する必要がある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始 速やかな避難に向けた準備 	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難 屋内安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> 立退き避難をしそびれた者の立退き避難 立退き避難に時間的余裕がない場合等の生命を守る最低限の行動

【参考】 暴風警報について

(1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。

(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

「暴風警報」解除の時間帯		授業開始時間帯	備 考
①	午前7時までに解除になった場合	登校 8:25 平常通りの授業	学校給食あり
②	午前9時までに解除になった場合	登校 10:20 B…3限 10:40より授業 T・V…3限 10:35より授業	
③	午前11時までに解除になった場合	登校 13:00 全学年 13:15より授業	昼食をすませて登校 ※学校給食なし
④	午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	